

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱 (高圧・特別高圧)

平成24年7月1日実施

 北陸電力株式会社

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）

目次

I	総則	
1	適用	3
2	要綱の変更	3
3	定義	3
4	設備認定の申請	4
5	買取実績等の報告	4
6	その他	4
II	契約の申込み	
7	連系検討および太陽光契約の申込み	4
8	太陽光契約の成立	5
9	既存契約の消滅	5
10	契約期間	6
11	太陽光契約の単位	6
12	工事費負担金	6
13	連系および電力受給の開始	6
14	承諾の限界	6
III	電力受給	
15	適正契約の保持	6
16	受給地点・受給最大電力等	6
17	送電責任分界点	7
18	電気工作物の財産分界点および補修管理	7
19	連系および電力受給の中止	7
20	立ち入りによる業務の実施	7
21	損害賠償の免責	7
22	発電記録等の提出	7
IV	料金の算定および支払い	
23	料金	8
24	買取価格の変更	8
25	買取制度における買取価格適用期間	8
26	買取制度終了後の買取価格	8
27	計量および検針	8
28	料金の支払いおよび支払期日	9
29	料金の支払い方法	9

V	契約の変更および終了	
30	太陽光契約の変更	9
31	名義変更	9
32	太陽光契約の廃止等	9
33	太陽光契約の解除	10
VI	連系要件等	
34	連系における基本事項	10
	附則	10

I 総 則

1 適 用

- (1) この「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）」（以下「この要綱」といいます。）は、当社と高圧または特別高圧の電気需給契約を締結しているお客さまが、当社が維持および運用する電線路に、太陽光発電設備（以下「発電設備」といいます。）を連系し、自ら消費する電力を除いた電力（以下「受給電力」といいます。）を当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約（以下「太陽光契約」といいます。）の条件を定めたものです。

なお、太陽光発電からの電力とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 24 年 7 月 1 日施行）」で定める設備認定を受けた発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいいます。

- (2) この要綱は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、この要綱に定める電力受給および連系に関する事項は、変更後の太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）によります。

3 定義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 発電者
この要綱にもとづき、当社と太陽光契約を締結する者をいいます。
- (2) 買取法等
「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」およびこれに関連する政省令等をいいます。
- (3) 設備認定
買取法等にもとづく、発電設備に対する国による認定をいいます。
- (4) 設備認定通知書
設備認定に関し、国が発行する通知書をいいます。
- (5) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト、30,000 ボルト、60,000 ボルト、70,000 ボルトまたは 140,000 ボルトをいいます。
- (6) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (7) 連系
発電設備を当社が維持および運用する電力系統に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。
- (8) 解列
発電設備を当社が維持および運用する電力系統から電氣的に切り離すことをいいます。
- (9) 当該電気需給契約
発電設備を連系する需要場所において、当社が発電者と締結している電気需給契約をいい、発電者と当社との協議によって定めます。

- (10) 電力受給
発電者が、受給電力を当社に供給し、当社がこれを受電することをいいます。
- (11) 受給地点
電力受給が行われる地点をいい、当該電気需給契約における需給地点と同一といたします。
- (12) 需要場所
特定規模需要供給条件に定める需要場所といたします。
- (13) 受給最大電力
発電設備の出力値もしくは逆変換装置（インバータ）出力値のうちいずれか小さい値といたします。なお、逆変換装置を複数台設置する場合における受給最大電力は、逆変換装置に対応する発電設備ごとに上記にしたがい算定した値を合計した値といたします。
- (14) 買取制度
買取法等に基づき、電気事業者が再生可能エネルギー電気の買取を行う仕組みをいいます。

4 設備認定の申請

- (1) 設備認定を新たに取得もしくは廃止または設備認定の内容変更が必要となる場合は、発電者に設備認定に関する手続きを行っていただきます。
なお、この場合、当社に設備認定通知書を提出していただきます。
- (2) 当社は、設備認定を受けた発電設備について、買取法等に定める認定または届出が必要な事由が生じた場合には、必要に応じて、発電者に代わってその申請を行うことができるものといたします。

5 買取実績等の報告

当社は、発電設備からの受給電力量および発電者に支払った料金等の買取実績等について、国が指定する費用負担調整機関に対し、買取法等に基づき必要な報告を行うものといたします。

6 その他

この要綱に記載のない事項については、この要綱および特定規模需要供給条件等の趣旨に則り、発電者と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

7 連系検討および太陽光契約の申込み

発電者が新たに太陽光契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の手続きにより、太陽光契約の申込みをしていただきます。

- (1) 連系検討の申込み
 - イ 当社は、発電者が発電設備等を当社の電線路に連系されるにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下、「連系検討」といいます。）をいたします。
 - ロ 発電者は、(2)の申込み在先立ち、当社所定の様式によって連系検討の申込みをしていただきます。

ハ 検討期間および検討料

(イ) 当社は、原則として、連系検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせします。

(ロ) 当社は、原則として、1受給地点1検討につき21万円を検討料として、連系検討の申込み時に申し受けます。

(2) 太陽光契約の申込み

発電者は、太陽光契約を希望される場合には、あらかじめ発電者自ら設備認定を受け、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。

イ 発電者の名称および発電設備の設置場所

ロ 発電設備の概要（設備認定通知書を添付していただきます。）

ハ 太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備の併設の有無および概要

ニ 太陽光発電設備以外の自家発電設備等（二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備を含みます。）の併設の有無および概要

ホ 受給最大電力

ヘ 連系電気方式

ト 連系および電力受給開始希望日

チ 配線形態

リ 料金の振込先口座

ヌ 当該電気需給契約の内容

ル その他必要な事項

8 太陽光契約の成立

(1) 太陽光契約は、発電者の申込みに対して、当社が承諾の意思表示を行ったときに成立します。

(2) 当社は申込書類の内容を審査し、発電者の発電設備と当社電力系統との連系について技術検討後、申込みを承諾する場合、発電者に『太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）の契約確認書』（以下「契約確認書」といいます。）を送付し、書面により承諾の意思表示をいたします。なお、「契約確認書」に記載する契約成立日をもって本契約の契約の成立とさせていただきます。

(3) 特別の事情があり、発電者が希望される場合または当社が必要とする場合には、太陽光契約に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

(4) この要綱によらず、すでに当社と太陽光契約を締結している発電者が、この要綱にもとづき、太陽光契約を締結することを承諾していただいた場合の契約成立日は、平成24年7月1日以降の最初の検針日とさせていただきます。なお、この要綱にもとづく太陽光契約の締結の承諾が、平成24年7月1日以降の最初の検針日を経過した後であっても、契約成立日は平成24年7月1日以降の最初の検針日とさせていただきます。

9 既存契約の消滅

この要綱によらず、すでに当社と太陽光契約を締結している発電者が、この要綱にもとづき、太陽光契約を締結された場合、その契約成立とともに、すでに締結している太陽光契約は消滅いたします。

10 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、太陽光契約が成立した日から、買取価格の適用開始の日以降の1年後の日までといたします。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、発電者または当社のいずれからも何ら申し出がない場合には、更に1年間延長するものとし、以後これにならうものとします。
- (2) (1)にかかわらず、当該電気需給契約が消滅した場合は、太陽光契約も同時に消滅するものといたします。

11 太陽光契約の単位

当社は、当該電気需給契約1契約に対応して、1太陽光契約を締結いたします。

12 工事費負担金

発電者の発電設備を当社電力系統へ連系するにあたり、当社の供給設備を新たに施設する場合または当社の供給設備の変更が必要になる場合は、当社は、工事費の全額を発電者から申し受けます。

当社は、原則として入金確認後に工事を実施します。

13 連系および電力受給の開始

当社は、発電者の太陽光契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ連系および電力受給の開始の日（以下「受給開始日」といいます。）を定め、電力受給準備等必要な手続きを経た後に電力受給を開始いたします。なお、連系および受給開始日は、天候その他の事項により、発電者と協議のうえ、変更することがあります。

14 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、太陽光契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

III 電力受給

15 適正契約の保持

当社は、発電者との太陽光契約が電力受給の状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

16 受給地点・受給最大電力等

当社は、受給電力の受給地点、受給最大電力、電気方式、周波数および標準電圧について、書面により発電者にお知らせいたします。

17 送電責任分界点

受給電力の責任の分界点（以下「送電責任分界点」といいます。）は、受給地点といたします。

18 電気工作物の財産分界点および補修管理

- (1) 電気工作物の財産分界点については、送電責任分界点と同一とし、この分界点より当社側の電気工作物は当社が、発電者側の電気工作物（ただし、別途当社が施設した電力量計等は除きます。）は、発電者がそれぞれ補修管理するものいたします。
- (2) 電力受給において使用する電力量計等については、発電者が所有するものとし、自己の責任により計量法にもとづく検定を受け、当社の承認を得て、受給地点に設置するものいたします。また、検定有効期限の管理および検定有効期限内での取替えについても発電者の責任により発電者が行うものとし、取替えに際しては、事前に当社へ連絡するものいたします。なお、発電者が自己の責任により取替えを行わない場合は、当社は電力受給を中止することがあります。

19 連系および電力受給の中止

発電者は、次の場合には、すみやかに発電設備を解列し、電力受給を中止していただきます。

なお、特に必要なときには、当社は、特定規模需要供給条件等の定めに基づき、発電設備を解列するための適切な措置を行うことがあります。

- (1) 非常変災の場合、当社の供給設備の故障または点検・補修を必要とする場合、その他当社が保安上やむを得ないと判断した場合
- (2) 当該電気需給契約において供給の停止の措置がとられている場合
ただし、上記以外であっても、当社が特に必要であると判断したときには、当社は、発電設備を解列するための適切な措置を行うことがあります。

20 立ち入りによる業務の実施

当社は、太陽光契約に直接関係ある電気工作物の調査、工事、試験、確認等の業務を実施するため、発電者の承諾を得て、発電者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、発電者に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者のお求めに応じ、当社の係員は、所定の証明書を提示いたします。

21 損害賠償の免責

当社は、この要綱または特定規模需要供給条件等の定めにもとづき連系および電力受給を中止した場合ならびに太陽光契約を解除する場合など、当社の責めとならない理由による事故および発電中止等が生じた場合、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

22 発電記録等の提出

当社は、必要に応じて発電者から発電設備の発電記録、点検記録等の提出を依頼することがあります。この場合には、すみやかにこれらを当社に提出していただきます。

IV 料金の算定および支払い

23 料 金

料金は、27（計量および検針）により算出されたその1月の受給電力量に、当社が別に公表する「太陽光発電からの電力買取価格表」の買取価格を乗じて得た金額といたします。料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

ただし、買取法等の改正等がある場合、その他特別の事情がある場合には、当社は、あらかじめ実施期日を定めて算定方法の変更を実施いたします。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の「太陽光発電からの電力買取価格表」によります。なお、当社は、必要に応じ、その変更の内容を発電者にお知らせいたします。

24 買取価格の変更

25（買取制度における買取価格適用期間）の期間中に、発電設備を増減設される場合（ただし、発電設備を増設される場合であって、増設分の受給電力量を個別に計量できる場合を除く）や他の自家発電設備等を併設・撤去等される場合の買取価格については、変更後の状態にもとづき、当初の受給開始日における基準に照らして買取価格を判断いたします。なお、買取期間は当初の受給開始日から変更いたしません。

25 買取制度における買取価格適用期間

買取制度における買取価格適用期間は、当社が別に公表する「太陽光発電からの電力買取価格表」の買取価格適用期間によります。

26 買取制度終了後の買取価格

買取制度の対象となる発電者で、買取制度における買取価格適用期間が終了した以降の料金は、当社が設定する料金を適用するものといたします。

27 計量および検針

- (1) 受給電力量は、当社または発電者が施設する電力量計により計量するものといたします。なお、受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下1位で四捨五入した整数位といたします。ただし、電力量計の指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
- (2) 電力量計の検針は、毎月、当社が特定規模需要供給条件に定める検針日（以下「検針日」といいます。）に行います。
- (3) 発電設備等の変更に伴い、受給電力量を区分する必要がある場合は、受給電力量を前回の検針日から発電設備等の変更があった日の前日までの期間および発電設備等の変更があった日から次回の検針日の前日までの期間の日数にそれぞれの受給最大電力を乗じた値の比で按分して得た値をそれぞれの料金の算定期間の受給電力量といたします。
- (4) 発電者は電力量計に故障等が生じた場合には、直ちに当社へその旨を連絡するものといたします。なお、電力量計等の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、その期間中の受給電力量は、発電者と当社間で協議して決定するものといたします。

28 料金の支払いおよび支払期日

当社は、特別の事情がない限り、料金を検針日の翌日から起算して 20 日目までに発電者に支払うものいたします。ただし、20 日目が銀行休業日に該当する場合は、翌日以降の最初の銀行営業日までに支払うものいたします。

当社の責めにより、前項の支払いが所定の期日までに行われないときには、その翌日から支払いの日まで商法の商事法定利率の割合による延滞利息を加算して、当社から発電者へ支払うものいたします。

29 料金の支払い方法

(1) 料金の支払い

当社は、料金の支払いを発電者が指定した振込先口座への振込により行い、当社がその金融機関に払い込んだときに支払いがなされたものいたします。

(2) 振込先口座の変更

発電者が、指定した振込先口座とは異なる振込先を希望される場合または振込金融機関の統廃合その他の事情により振込先口座が変更となる場合には、発電者は、あらかじめ書面により変更後の振込先口座を当社に通知していただきます。

V 契約の変更および終了

30 太陽光契約の変更

(1) 発電者が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。

イ 発電設備を変更される場合

ロ 他の自家発電設備等を併設・撤去される場合

ハ 配線方式を変更される場合

ニ 太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備を併設・撤去される場合

(2) (1) に該当する場合には、II (契約の申込み) に定める新たに太陽光契約を希望される場合に準ずるものいたします。

31 名義変更

相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで太陽光契約を締結していた発電者の当該電気需給契約および太陽光契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き太陽光契約の継続を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合、発電者は、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。

32 太陽光契約の廃止等

(1) 発電者が太陽光契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、発電者から通知された廃止期日に太陽光契約を終了させるための適切な措置を行います。

- (2) 太陽光契約は、次の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に太陽光契約が消滅いたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由により、太陽光契約を終了させるための措置ができない場合は、太陽光契約を終了させるための措置が可能となった日に消滅するものいたします。

33 太陽光契約の解除

- (1) 発電者または当社がこの太陽光契約を解除する場合、両者の合意がなければ契約を解除することはできないものとさせていただきます。
- (2) (1)にかかわらず、発電者がこの要綱または特定規模需要供給条件に定める事項に違反した場合、発電者に対し、書面にてその契約違反の改善を求めるものとし、その書面が到達してから 30 日を経過してもその契約違反が改善したと認められない場合は、当社は一方的に太陽光契約を解除させていただきます。この場合は、発電者の責任と負担において発電設備をただちに解列し、連系および電力受給ができないよう措置を講じていただきます。この契約の解除後に発電者から当社に供給された電力量の料金は無償とさせていただきます。

VI 連系要件等

34 連系における基本事項

- (1) 発電者は、発電設備を当社の電力系統に連系するにあたっては、発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）および発電設備系統連系サービス実施要綱（特別高圧）にもとづき、連系に関する契約書を締結するものいたします。
- (2) 発電者は、発電設備を当社の電力系統に連系するにあたっては、法令等に定める技術要件を遵守していただきます。

附 則

この要綱の実施期日

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から実施いたします。

